

郡上市社会福祉協議会高齢者・障がい者世帯除雪助成事業実施要綱

郡上市社会福祉協議会高齢者・障がい者世帯除雪助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者、高齢者世帯等（以下「高齢者世帯等」という。）の居住する家屋を積雪による倒壊及び破壊から守るため、除雪にかかる経費を一部助成することにより、高齢者世帯等が安心して生活ができるよう支援し、もって在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、民生児童委員により確認された郡上市内に居住する70歳以上の高齢者世帯、70歳以上の高齢者と障がい者の世帯又は障がい者のみの世帯であって、自らの除雪が困難な市民税非課税世帯とする。ここで言う障がい者とは、身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A以上及び介護保険の要支援1以上のいずれかの交付を受けている者。

2 その他、特別の事情により会長が必要と認めた者及びその世帯。

(交付基準)

第4条 除雪の助成金は、次の各号のいずれかに該当した場合に交付する。

- (1) 積雪により生活に支障をきたす場合
- (2) 住宅の倒壊及び破損のおそれがある場合

(助成金額)

第5条 助成金額は、該当する年度に、居住する家屋の除雪にかかった経費の4分の1以内の金額（100円未満の端数は、切り捨て）とし、原則5,000円を上限とする。

2 該当する年度の降雪状況により、会長が必要と認めた場合、上限額を変更できるものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成を受けようとする者は、高齢者・障がい者世帯除雪助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、除雪事業者等が発行した請求書又は領収書の写し及び市民税課税状況の調査委任・同意書を添付のうえ、民生児童委員の確認を得て、社協会長に提出するものとする。

2 助成金の請求は、原則として2月末日までとする。

(助成金の返還)

第7条 社協会長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から助成金に相当する金額を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成16年 4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年12月1日から適用する。

この要綱は、平成18年12月1日から適用する。

この要綱は、平成20年 4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年12月1日から適用する。

この要綱は、平成24年11月1日から適用する。

この要綱は、平成27年 1月14日から適用する。

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

高齢者・障がい者世帯除雪助成金交付申請書兼請求書

平成 年 月 日

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会長 様

高齢者・障がい者世帯除雪助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請・請求します。

住 所	〒501- 郡上市 区()				
世帯員	氏 名 (世帯主)	印	生年月日	年 月 日 (歳)	判定 介護度
	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	判定 介護度
	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	判定 介護度
	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	判定 介護度
経費合計	円		申請・請求金額	円	
民生児童委員確認欄	担当地域名		氏 名	印	

※注1 申請・請求金額は、合計の4分の1で、5,000円を上限に100円未満切り捨ての金額を記入してください

※注2 添付書類 雪下ろし業者等が発行した請求書又は領収書の写しを添付してください。

高齢者・障がい者世帯除雪助成金を下記口座に振り込み願います。

金融機関名		店 名	
種 目	普通 当座	口座番号	
ふりがな 口座名義			

※この申請書に記載された内容については、秘密保持に留意し目的外には使用しません。

委 任 ・ 同 意 書

同書「高齢者・障がい者世帯除雪助成金交付申請書兼請求書」の申請につき交付決定の判断のため、市民税の課税状況の調査を社会福祉法人郡上市社会福祉協議会に委任することに同意いたします。

平成 年 月 日

住 所 郡上市

氏 名

印

領収書添付

